

【目次】

第331項	瀬戸内海	赤穂港付近	観測機器設置
第332項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第333項	瀬戸内海	水島港	水路測量
第334項	瀬戸内海	備讃瀬戸及び付近	船舶通航信号所について
第335項	瀬戸内海	燧灘、四阪島 至 新居浜港付近	海底電力線について
第336項	瀬戸内海	新居浜港付近	海底電力線修理作業
第337項	瀬戸内海	備後灘、宮ノ窪瀬戸、鵜島南東方	魚礁存在
第338項	瀬戸内海	岩国港付近	海上訓練

◎この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

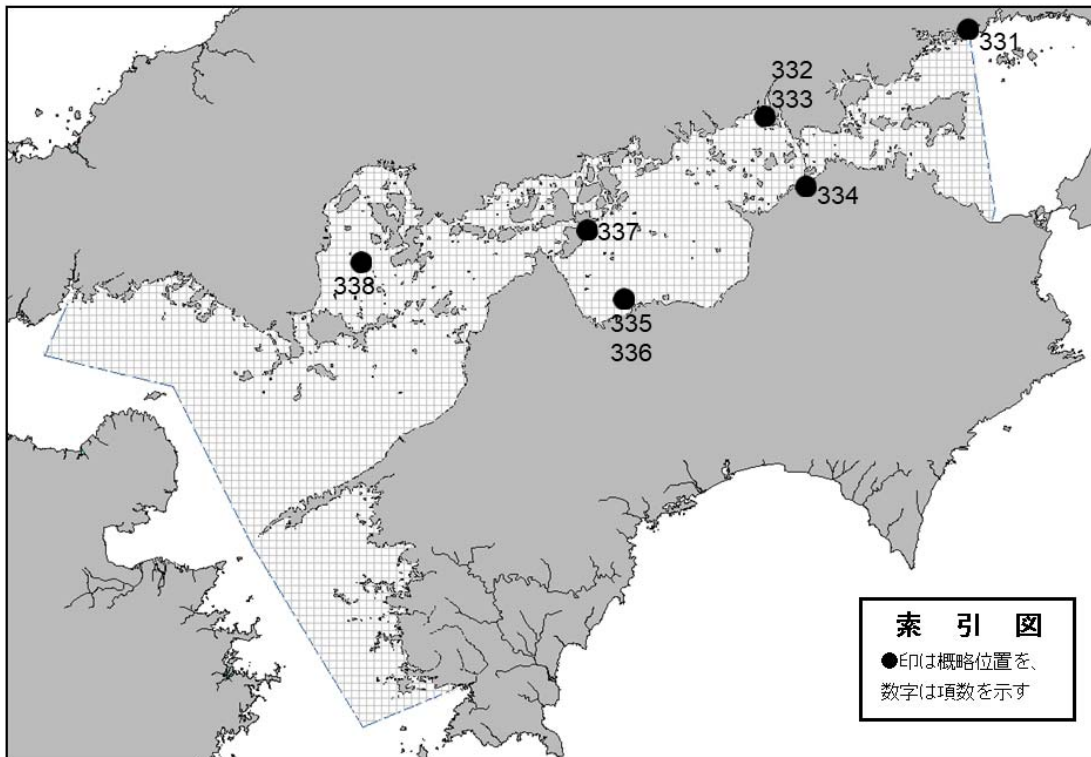
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

FAXをご希望の場合は、海の相談室[電話(082)251-5111(内線2520)]まで。

◎情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～海の事件・事故は 118番へ～



★2年331項 瀬戸内海 — 赤穂港付近 観測機器設置
 期間 令和2年8月6日～令和4年8月31日
 位置 34-43-15N 134-22-52E
 備考 観測機器を吊り下げた黄色灯付浮標を設置
 海図 W111-W1113-W1114
 出所 玉野海上保安部

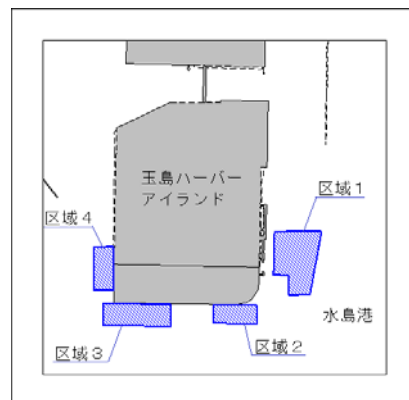


★2年332項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等
 期間 令和2年8月1日～11月15日(予備日を含む)の日出～日没
 1. 掘下げ作業

区域1 6地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-37N 133-41-23E
- (2) 34-29-18N 133-41-19E
- (3) 34-29-18N 133-41-11E
- (4) 34-29-24N 133-41-11E
- (5) 34-29-24N 133-41-06E
- (6) 34-29-37N 133-41-06E

- 備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 作業時は120mの可航幅を確保する
 (3) 長さ200mを超える船舶航行時は作業を中止し
 作業船は航路外へ退避する
 (4) 潜水作業を伴う
 (5) 警戒船を配置



2. 揚土作業

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-14N 133-41-00E
- (2) 34-29-09N 133-41-00E
- (3) 34-29-09N 133-40-44E
- (4) 34-29-14N 133-40-45E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-15N 133-40-29E
- (2) 34-29-08N 133-40-29E
- (3) 34-29-09N 133-40-04E
- (4) 34-29-15N 133-40-04E

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-32N 133-40-08E
- (2) 34-29-19N 133-40-08E
- (3) 34-29-19N 133-40-01E
- (4) 34-29-32N 133-40-02E

海図 W1127B-JP1127B
 出所 水島港長

★2年333項 瀬戸内海 - 水島港 水路測量

六管区水路通報2年29号332項関連

期間 令和2年8月13日～10月16日までの内4日間

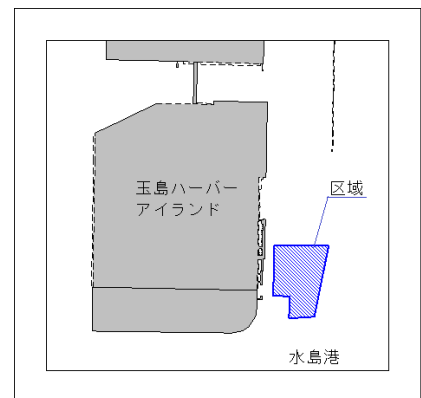
区域 6地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-38N 133-41-23E
- (2) 34-29-19N 133-41-19E
- (3) 34-29-19N 133-41-11E
- (4) 34-29-24N 133-41-11E
- (5) 34-29-24N 133-41-06E
- (6) 34-29-38N 133-41-06E

備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1127B-JP1127B

出所 第六管区海上保安本部



★2年334項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所について

六管区水路通報2年27号311項削除

名称 青ノ山船舶通航信号所

休止業務 粟島レーダー局のレーダー映像を使用して行う情報提供業務は復旧した

海図 W100A

参照書誌 411 8405番

出所 第六管区海上保安本部

★2年335項 瀬戸内海 - 燧灘、四阪島 至 新居浜港付近 海底電力線について

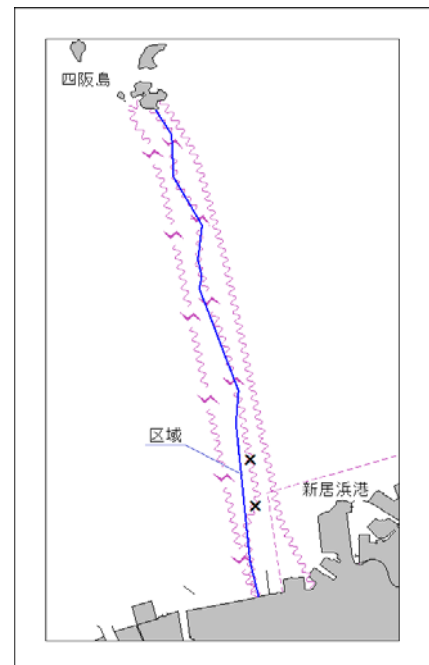
区域 11地点を結ぶ線上

- (1) 34-06-10.4N 133-11-14.6E(岸線上)
- (2) 34-05-42.8N 133-11-36.3E
- (3) 34-04-55.0N 133-11-38.9E
- (4) 34-04-00.6N 133-12-17.4E
- (5) 34-03-21.9N 133-12-11.8E
- (6) 34-03-03.4N 133-12-16.9E
- (7) 34-02-49.3N 133-12-13.8E
- (8) 34-00-54.4N 133-13-06.7E
- (9) 34-00-17.6N 133-13-03.3E
- (10) 33-57-42.9N 133-13-22.2E
- (11) 33-57-01.9N 133-13-34.0E(岸線上)

備考 海図記載の海底電力線は上記区域に移設されている

海図 W1128-W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★2年336項 瀬戸内海 — 新居浜港付近 海底電力線修理作業

六管区水路通報2年29号335項関連

期 間 令和2年8月3日～15日(予備日16日～30日)の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-59-50N 133-13-10E
- (2) 33-59-34N 133-13-10E
- (3) 33-59-34N 133-12-58E
- (4) 33-59-50N 133-12-58E

備 考 (1) 潜水作業を伴う

- (2) 作業船のアンカー位置を示す黄色灯付浮標を設置
- (3) 警戒船を配置

海 図 W1128-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★2年337項 瀬戸内海 — 備後灘、宮ノ窪瀬戸、鵜島南東方 魚礁存在

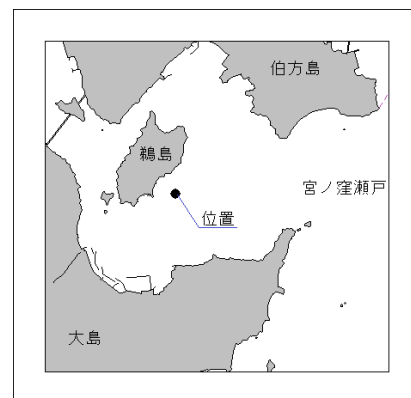
位 置 34-10-59.9N 133-05-33.3E

備 考 鋼製魚礁、高さ約2m、20基

海 図 W104-JP104-W153-JP153-

W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★2年338項 瀬戸内海 — 岩国港付近 海上訓練

期 間 令和2年8月11日の0900～1500

区 域 34-06-00N 132-21-30Eの地点を中心とする
半径1kmの円内

備 考 巡視船艇による曳航訓練

海 図 W113-W142-JP142-

W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部

